

戸田市自治基本条例推進委員会検討懇談会における確認事項

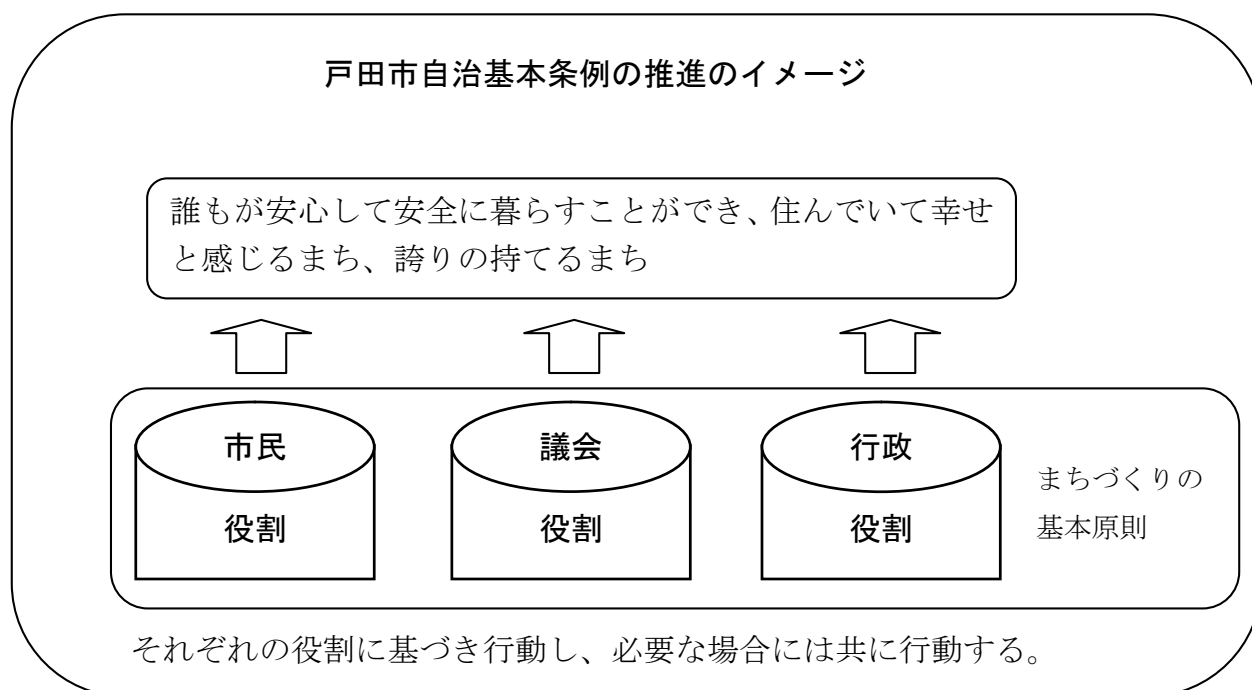
1 懇談会の役割

自治基本条例推進委員会を設置するに当たり、懇談会にて話し合い、推進委員会の在り方などについて決定していく。

2 自治基本条例推進委員会設置の前提

○推進委員会の役割

戸田市自治基本条例の第20条において、推進委員会を設置する旨を規定している。自治基本条例に基づき、市民・議会・行政がそれぞれの役割に基づいて行動していくことが本条例の推進であり、これをどのように進めていくのかを考え、実効性を確保する組織が推進委員会である。また、推進委員会では条例の見直しの検討も行う。



参考 戸田市自治基本条例における「まちづくりの基本原則」及びそれぞれの「役割」

まちづくりの基本原則

【協働の原則】

市民、議会及び行政は、それぞれが役割を意識し、それぞれの力を発揮し、互いを尊重し、まちづくりを進めます。

【参加・参画の原則】

- ①市民は、自治の主体として、積極的にまちづくりに参加し、また、計画段階から参画するよう努めます。
- ②行政は、市民の意思をまちづくりにいかすため、市民がまちづくりに参画できる機会を保障します。

【情報共有の原則】

- ①市民は、互いにまちづくりのための情報を提供し合い、共有できるよう努めます。
- ②行政及び議会は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を積極的に提供し、市民と共有します。

【協議の原則】

市民同士又は市民及び行政は、まちづくりを進めるに当たり、互いの意思疎通を図るため、積極的に協議します。

役割

【市民の役割】

- ①市民は、自治の主体であることを自覚し、市民相互の連携を図って地域課題を自ら解決する意識を持つよう努めます。
- ②市民は、互いに尊重し合い、かつ、近隣との交流を深め、共に助け合える地域社会づくりに努めます。
- ③住民は、町会・自治会等及びボランティア団体等をまちづくりの担い手と認識し、その活動を尊重するよう努めます。

【市民活動団体の役割】

- ①町会・自治会等は、多くの地域住民の参画を促しつつ、子どもや若者も参加しやすい地域に根ざしたまちづくりを推進するよう努めます。
- ②町会・自治会等及びボランティア団体等は、開かれた団体運営に努めるとともに、次代を担う指導者の育成に努めます。
- ③町会・自治会等及びボランティア団体等は、互いに連携し、協力してより良いまちづくりに努めます。

【議会の役割】

議会は、戸田市議会基本条例（平成24年条例第1号）の定めるところにより、次のとおり活動します。

- ①公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を目指すとともに、市民にとって分かりやすい議会運営に努めます。
- ②市民に対し積極的な情報公開に努め、説明責任を果たします。
- ③市民の立場に立ち、市政の監視及び評価の強化に努めます。
- ④市民との意見交換の場を多様に設け、政策能力の強化や政策提言の拡大を図ります。

【行政の役割】

- ①行政は、公平・公正な市政運営を行います。
- ②行政は、職員の意見を積極的に取り入れつつ行政改革や事務改善等を進めるとともに、職員が市民と対話しやすい職場環境づくりに努めます。

【市長の役割】

- ①市長は、中長期的視点から市の将来像を示し、まちの発展のため総合的かつ計画的な市政運営を行います。
- ②市長は、理想のまちの実現に向け、市民及び議会にまちづくりの推進を働きかけます。

【職員の役割】

職員は、職務の遂行に必要な知識の習得と技能の向上に努め、市民との信頼関係のもと、まちづくりに取り組みます。

○戸田市自治基本条例該当部分の抜粋

(戸田市自治基本条例推進委員会)

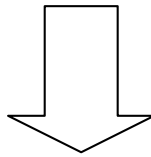
第20条 市長は、この条例の実効性を確保するため、この条例に関することを諮問する機関として、戸田市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会は、市民（団体の場合は、その代表者）を含む多様な委員により構成します。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

(条例の見直し)

第21条 市長は、4年を超えない期間ごとに、委員会に諮問することで、この条例の見直しの検討を行います。



市長が諮問する内容は大きく2種類に分けられる。

- ① 「実効性を確保するため、この条例（条例の運用）に関すること」
・・・諮問する時期に指定なし
- ② 「この条例の見直しの検討」・・・4年を超えない期間ごと

★推進委員会は「諮問する機関」であることから、市の附属機関となる。

※附属機関

執行機関の内部組織の役割を補完するために、高度な専門性を必要とする場合、市民に身近な立場での意見を必要とする場合、特別に中立・公正の確保が必要な場合等に、専門性・近接性・外部性を有する組織を執行機関に附属して設置するものである。委員には報酬の支給がある。